

飛鳥寺東南部の調査

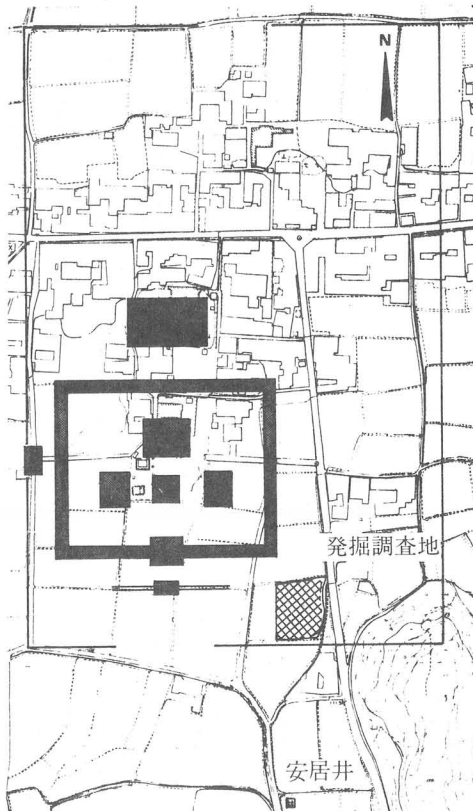
(昭和54年1月～継続中)

この調査は、史跡飛鳥寺跡の現状変更申請にもとづき実施したものである。調査地は飛鳥寺寺域の東南部に位置し、南門から東にのびる築地とその南に接する区域にあたる。調査は現在なお継続中であり、以下の記述はあくまでも中間的な概要である。これまでの調査で、築地や掘立柱建物、木樋などの注目すべき遺構を多数検出した。これらは重複関係や遺物から4期に大別できる。

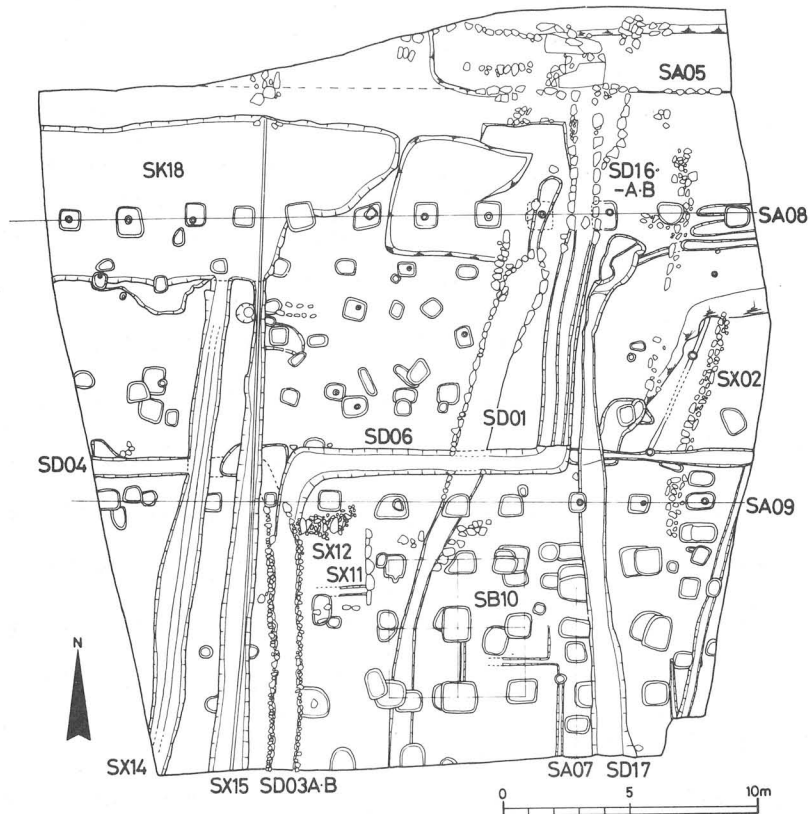
I期 S D01は、両肩に大型の石を配する幅1.2mの斜行溝。S X02は、玉石を2列にならべその西側に高さ30cm前後の石を立てた斜行石列。S D03は、両肩に石を積みあげた幅1mの石組南北溝。最下段は大型の石を、2段目以上

にはやや小型の石を積む。溝の堆積土は2層(A・B)に分かれ、I期のS D03 A(下層)は北で西折して幅0.8mの素掘東西溝S D04につづく。飛鳥寺中心伽藍の南を画する築地S A05は、南北2列の玉石列にはさまれる幅2.5mのもの。北面の玉石列は創建当初の可能性もあるが、南面の玉石列下には瓦や焼土を含むから、後に補修したものといえる。これらの遺構のうち、S D01・03からは瓦や7世紀前半の土器が出土する。またS D01・S X02の方位は、飛鳥寺南門南側の石敷広場北縁の振れに類似している。

II期 S D10は、2間×2間の掘立柱建物。柱間9尺等間の総柱建物で、倉と考えられる。S A07は、S B10の東にあ



調査地位置図(1:4000)



調査遺構配置図 (1:300)

る柱間9尺等間の掘立柱南北塀。SA08は、築地SA05の南6mにある柱間8尺等間の掘立柱東西塀。SD01より新しく、SD16Bより古い。SA09は、SA08の南11.5mにある柱間8尺等間の掘立柱東西塀。SD01・03より新しく、SD17より古い。SD06は、幅1mの素掘東西溝。西は南折してSD03Bとつづき、東は北折してSD16Aとなる。SD16は、幅約1mの南北溝。A・B2期の堆積がみられるが、ともに築地SA05の下を通る。SX11は、SB10の西にある基壇縁状の玉石列。その西北には、集石暗渠状の施設SX12がある。SX14は、幅約1mの溝で、底部は25cm幅で一段深くなっており、SX15の掘形の形状と類似する。SD04より新しい。SX15は、発掘区を南北に貫通する木樋の導水路。木樋本体は、長さ6~12m、外径16~23cmの身と、厚さ5~10cmの蓋板とからなる。身の内側をまるく削って溝とし、その上部に蓋を落込む。身の継手は樋端を一部残し杓状につくり腰掛けて接続している。材はコウヤマ

キである。S X 15の掘形は幅約1 mで、底部をさらに一段掘込み、そこに木樋を据えたのち、上部を粘土で固めている。

Ⅲ期 南北溝S D 16 Bは、S D 16 Aよりも幅をせばめ、北半では両肩に玉石をならべる。築地S A 05と交わる部分では、上部に2枚の大石を配してその下を暗渠として通る。S D 17は、幅約1 mの素掘南北溝。7世紀末～8世紀初頭の土器を出土する。北半は削平されていた。

Ⅳ期 S K 18は、発掘区の西北に広がる土壇。上層からは瓦器が出土した。

まとめ 飛鳥寺の寺域は、北面垣の確認(昭和53年)により南北3町であることが判明している。この成果によると寺域の南限は石敷広場の北縁にあたり、今回の調査地が、寺域内に含まれることは疑いない。このことは、築地S A 05で検出した大石暗渠の存在からもうかがえる。この暗渠は、幾度かの改修をうけながら、Ⅰ期のS D 01、Ⅱ期のS D 16 A、Ⅲ期のS D 16 Bという各時期の溝の流入口として機能しており、伽藍地とその南の地区とが常に密接に関連しあっていたことを物語るのである。

今回の調査地内では、まず飛鳥寺中心伽藍の南を画する施設一築地S A 05が造られている。築地の造営は、飛鳥寺創建時のことであり、このころ築地の南は空闲地としてS D 01などの溝が存在していたようである。

Ⅱ期に至ると、築地の南が塀S A 08やS A 07・09で区画され、その一郭に掘立柱建物S B 10(倉)が建てられる。この状況は、文献にみえる道昭の禅院を想起させる。『続日本紀』や『三代実録』によると、道昭の禅院は、「壬戌年(662)」、「元興寺東南隅」に建立したとあり、飛鳥寺寺域の東南に位置するS B 10などの遺構は、年代的にもこの禅院に関連するものとみなせよう。

このⅡ期の遺構の中で、木樋S X 15の存在も注目ししよう。これは飛鳥寺へ向って流れる上水施設であることは疑いなく、当初は西側にあるS X 14に設置されていたらしい。ただその取水や流水経路については不明な点が多い。調査地の南約100 mで奈良県教育委員会が発掘した木樋や、現存する「安居井」(カナヤ井)との関連も考えられるが、さらに今後の検討が不可欠である。

なお、上述の遺構番号は、概報にのみ用いた仮りの番号である。